

法務省民総第2542号

平成13年10月3日

法務局長 殿

地方法務局長 殿

法務省民事局長

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の施行に伴う公証事務の取扱いについて（通達）

配偶者からの暴力及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下「法」という。）が来る10月13日から施行され、法第20条の規定による指定の告示（平成13年法務省告示第449号。以下「告示」という。）が同日から効力を生ずることとなったが、これに伴う公証事務については、下記の点に留意し、事務処理に遺憾のないよう、貴管下公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らい願います。

記

第1 保護命令制度

法によって創設された保護命令制度とは、被害者が更なる配偶者からの暴力によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときに、裁判所が、被害者からの申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、一定の期間、被害者へのつきまとい等の禁止や住居からの退去を命じ、その命令の違反に刑罰が科されるという制度である（法第10条本文、第29条）。また、その内容は、①保護命令の効力が生じた日から起算して6か月間、被害者の身辺に「つきまとい」等を禁止すること（法第10条第1号）、②保護命令の効力が生じた日から起算して2週間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去するこ

と（同条第2号）である。

第2 宣誓認証

1 公証人による宣誓認証

裁判所への保護命令の申立てに当たっては、その申立書に、被害者が、①配偶者から暴力を受けた状況、②更なる配偶者からの暴力により生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる事情及び③配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、配偶者からの暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無等を記載しなければならず（法第12条第1項），その申立書に③の事実の記載がないときは、申立書に①の状況及び②の事情についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条ノ2第1項の認証を受けたもの（以下「宣誓認証供述書」という。）を添付しなければならないこととされている（法第12条第2項）。

なお、保護命令が発せられた場合には、当該保護命令の申立ての理由となった配偶者からの暴力と同一の事実を理由とする再度の申立ては、つきまとい等の禁止を内容とする保護命令（法第10条第1号）に限り、することができるとされている（法第18条第1項）。この再度の申立てをする場合においては、その申立書に、当該申立てをする時における上記②の事情についての宣誓認証供述書を添付しなければならないこととされている（法第18条第2項）。

2 法務事務官による宣誓認証

法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に、第2の1に記載の宣誓認証供述書の認証を行わせることできることとされている（法第20条）。

そこで、告示において第2の1に記載の宣誓認証供述書の認証に関する事務を行わせる法務事務官の指定がされている。

3 留意すべき事項

配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（以下「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の人権を尊重するとともに、その安全の確保及

び秘密の保持に十分な配慮をしなければならず（法第23条第1項），国及び地方公共団体は，職務関係者に対し，被害者の人権，配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとされている（同条第2項）。

したがって，法務局・地方法務局においても，職務関係者に対し，被害者の人権を尊重し，その安全の確保及び秘密の保持の重要性を認識させるとともに，被害者的人権，配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うよう留意されたい。